

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第11号

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和34年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削る。

第14条の2から第14条の5の2までを次のように改める。

第14条の2から第14条の5の2まで 削除

第14条の6中「又は第14条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の3の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額

との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。)」を削る。

第14条の6の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の6の6から第14条の6の10までを次のように改める。

第14条の6の6から第14条の6の10まで 削除

第14条の6の11中「又は第14条の6の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の2の後期高齢者支援金等賦課額と第14の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第17条第1項中「、第14条の2、第14条の6の2若しくは第14条の6の6」を「若しくは第14条の6の2」に改め、「若しくは第14条の5」を削り、同条第2項中「、第14条の2」、「、第14条の6の6」及び「若しくは第14条の5」を削る。

第18条第1項中「又は第14条の2」を削り、同項第2号中「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第14条の2」を削る。

第18条の3第1項中「又は第14条の5」を削り、同条第2項中「又は第14条の5」及び「又は第14条の6の9」を削り、同条第3項第1号中「又は第14条の5」を削り、同条第4項中「又は第14条の5」及び「又は第14条の6の9」を削る。

第18条の4第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第14条の2」を削り、同条第7項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第14条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市国民健康保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。